

平成 14 年 4 月 26 日

各 位

松下電器産業株式会社  
(コード番号 6752 東、大、名、福、札)  
取締役社長 中 村 邦 夫

松下通信工業株式会社  
(コード番号 6781 東、大)  
取締役社長 桂 靖 雄

九州松下電器株式会社  
(コード番号 6782 東、大、福)  
取締役社長 坂 井 隴

松下精工株式会社  
(コード番号 6587 東、大、名)  
取締役社長 中 野 輝 雄

松下寿電子工業株式会社  
(コード番号 6783 東、大)  
取締役社長 千 葉 富 泰

松下電送システム株式会社  
取締役社長 山 本 亘 苗

## **株式交換契約書締結のお知らせ**

松下電器産業株式会社(以下「松下電器」)は、松下通信工業株式会社、九州松下電器株式会社、松下精工株式会社、松下寿電子工業株式会社、および松下電送システム株式会社(以下併せて「グループ 5 社」と総称)の各々と、平成 14 年 1 月 10 日に株式交換覚書を締結いたしましたが、本日、当該各社の取締役会の決議を得て、松下電器がグループ 5 社各々を完全子会社(持株 100%化)とする旨の株式交換契約書を松下電器とグループ 5 社各々との間で締結し、株式交換に関する詳細が決定いたしましたのでここにお知らせいたします。

正式には、平成 14 年 6 月 27 日開催予定の松下電器およびグループ 5 社各々の定時株主総会において株式交換契約書の承認決議を得たうえ、同年 10 月 1 日を株式交換の日とする予定です。

## 記

### 1. 株式交換の条件等

#### (1) 方式

松下通信工業株式会社の株主は松下電器が株式交換に際して発行する新株および松下電器が有する自己株式の割当を受けて、また、九州松下電器株式会社、松下精工株式会社、松下寿電子工業株式会社および松下電送システム株式会社の株主は松下電器が株式交換に際して発行する新株の割当を受けて、それぞれ松下電器の株主となり、グループ 5 社各々の株主が有する 5 社の株式は松下電器に移転し、その結果、グループ 5 社各々は、松下電器の完全子会社(持株 100%化)となります。

#### (2) 日程の概要

平成 14 年 4 月 26 日 株式交換契約書 承認取締役会  
平成 14 年 4 月 26 日 株式交換契約書 締結  
平成 14 年 6 月 27 日(予定) 株式交換契約書 承認定時株主総会  
平成 14 年 9 月 25 日(予定) 松下通信工業株式会社、九州松下電器株式会社、松下精工株式会社、松下寿電子工業株式会社 上場廃止  
平成 14 年 9 月 30 日(予定) グループ 5 社 株券提出期日  
平成 14 年 10 月 1 日(予定) 株式交換の日

#### (3) 株式交換比率

松下電器とグループ 5 社各々は、平成 14 年 1 月 10 日付株式交換覚書において合意した下記の株式交換比率にて、本日各々株式交換契約書を締結いたしました。

なお、当事会社の資産状態・経営状態に重大な変更が生じたときは、下記の株式交換比率を当事会社間で協議のうえ変更することがあります。

会社名	松下電器産業株式会社	松下通信工業株式会社	九州松下電器株式会社
株式交換比率	1	2.884	0.576
会社名	松下精工株式会社	松下寿電子工業株式会社	松下電送システム株式会社
株式交換比率	0.332	0.833	0.538

#### (4) 株式交換により発行する新株式数

松下電器は、株式交換に際し、普通株式 309,407,251 株を新たに発行し、松下電器が有する自己株式(金庫株)である普通株式 59,984,408 株と合わせて、普通株式 369,391,659 株をグループ 5 社の株主に割り当てます。

#### (5) 増加すべき資本金および資本準備金の額

株式交換によって松下電器の資本金は増加いたしません。また、増加すべき資本準備金の額は、株式交換の日にグループ 5 社各々に現存する純資産額に、グループ 5 社各々の発行済株式総数に対する株式交換により松下電器に移転する株式数の割合を乗じた額(ただし、松下通信工業株式会社については、この額から松下電器が割り当てた自己株式の帳簿価額の総額を控除した額)となります。

(注)松下電器が有するグループ 5 社の株式については割当を行いません。

(注)松下電器とグループ 5 社の株式交換は、各々、個別に株式交換契約書について株主総会の承認をはかります。各々の株式交換はその手続において別個独立であり、他の株式交換にかかる他社の株主総会での承認等を条件としておりません。従いまして、松下電器とグループ 5 社の株式交換は一括ではなく、一部だけ実施される可能性があります。

## 2. 当事会社の概要

(平成 14 年 3 月 31 日現在)

商号	松下電器産業株式会社 (完全親会社)	松下通信工業株式会社 (完全子会社)
事業内容	電気・電子機器等の製造・販売	情報・通信機器、計測・制御機器、音響・映像機器、事務機器、医療機器、精密機器、その他電気機械器具の製造、販売、ソフト開発、サービス
設立年月日	昭和 10 年 12 月 15 日	昭和 19 年 5 月 31 日
本店所在地	大阪府門真市大字門真 1006 番地	神奈川県横浜市港北区綱島東 4 丁目 3 番 1 号
代表者	取締役社長 中村 邦夫	取締役社長 桂 靖雄
資本金	258,737 百万円	22,856 百万円
発行済株式総数	2,138,514,603 株	188,149,981 株
株主資本	2,553,374 百万円	322,972 百万円
総資産	4,565,972 百万円	517,292 百万円
決算期	3 月 31 日	3 月 31 日
従業員数	49,513 人	7,309 人
主要販売先	民生用機器は、家電・住宅設備機器販売ルートを通じて広く一般需要家に販売。 産業用機器・部品等はシステム営業・インダストリー営業ルートを通じて官公庁・一般法人・製造業等の需要家に販売。	松下電器
大株主および持株比率	三井住友銀行 4.56% 日本トラスティ・サービス信託銀行(信託口) 4.52% モックスレイ・アント・カンパニー 4.45% 住友生命保険 3.58% 三菱信託銀行(信託口) 3.16%	松下電器 56.33% 日本トラスティ・サービス信託銀行(信託口) 3.23% UFJ 信託銀行(信託勘定 A 口) 1.88% 三菱信託銀行(信託口) 1.67% バンク オブ ニューヨーク フォー ゴールドマン サックス インターナショナル 1.11%
主要取引銀行	三井住友銀行、あさひ銀行、他	三井住友銀行、あさひ銀行、他

(注)百万円未満の金額は切り捨てています(以下同じ)。

商号	九州松下電器株式会社 (完全子会社)	松下精工株式会社 (完全子会社)
事業内容	情報・OA・産業機器および電子部品の製造販売	家庭電化機器、住宅空調システム機器、産業空調システム機器、その他機器の製造販売
設立年月日	昭和 26 年 4 月 10 日	昭和 31 年 5 月 15 日
本店所在地	福岡市博多区美野島 4 丁目 1 番 62 号	大阪市城東区今福西 6 丁目 2 番 61 号
代表者	取締役社長 坂井 隴	取締役社長 中野 輝雄
資本金	29,845 百万円	12,092 百万円
発行済株式総数	175,140,847 株	159,971,744 株
株主資本	156,735 百万円	72,874 百万円
総資産	231,295 百万円	102,095 百万円
決算期	3 月 31 日	3 月 31 日
従業員数	5,610 人	1,601 人
主要販売先	松下電器	松下電器
大株主および 持株比率	松下電器 51.52% 三井住友銀行 2.63% 九州松下電器従業員 持株会 2.40% 日本トラスティ・サービス信託 銀行(信託口) 2.37% 三菱信託銀行(信託口) 2.18%	松下電器 57.60% 三井アセット信託銀行 (特定金銭信託受託者) 3.05% 三井住友海上火災保険 3.04% 野村證券 2.58% 日本生命保険 1.82%
主要取引銀行	三井住友銀行、あさひ銀行、他	三井住友銀行、あさひ銀行、他

商号	松下寿電子工業株式会社 (完全子会社)	松下電送システム株式会社 (完全子会社)
事業内容	音響・情報機器および映像機器 その他の製造販売	ファクシミリ、複写機およびその情報技術 を応用した機器の製造販売
設立年月日	昭和 23 年 11 月 15 日	昭和 24 年 4 月 1 日
本店所在地	香川県高松市古新町 8 番地の 1	東京都目黒区下目黒 2 丁目 3 番 8 号
代表者	取締役社長 千葉 富泰	取締役社長 山本 亘苗
資本金	7,907 百万円	1,500 百万円
発行済株式総数	158,146,560 株	30,000,000 株
株主資本	159,395 百万円	20,503 百万円
総資産	227,422 百万円	55,111 百万円
決算期	3 月 31 日	3 月 31 日
従業員数	3,718 人	2,517 人
主要販売先	松下電器	松下電器
大株主および 持株比率	松下電器 57.63% 百十四銀行 2.64% 日本トラスティ・サービス信託 銀行(信託口) 2.53% 三菱信託銀行 (信託口) 2.01% 住友生命保険 1.36%	松下電器 67.83% 富士通 14.40% 新聞通信調査会 6.67% 同盟育成会 3.60% 共同通信社 1.82%
主要取引銀行	三井住友銀行、百十四銀行、他	三井住友銀行、他

### 3. 最近3決算期間の業績

(単位:百万円)

決算期	松下電器産業株式会社 (完全親会社)			松下通信工業株式会社 (完全子会社)		
	平成12年 3月期	平成13年 3月期	平成14年 3月期	平成12年 3月期	平成13年 3月期	平成14年 3月期
売上高	4,553,223	4,831,866	3,900,790	693,123	817,844	562,417
営業利益	75,228	76,634	△92,952	56,255	51,241	△57,309
経常利益	113,536	115,494	△42,480	58,373	52,285	△50,614
当期純利益	42,349	63,687	△132,410	35,086	32,298	△46,630
1株当たり当期 純利益(円)	20.53	30.63	△63.79	186.48	171.66	△247.84
1株当たり年間 配当金(円)	12.50	12.50	10.00	25.00	25.00	20.00
1株当たり株主 資本(円)	1,248.31	1,306.37	1,225.39	1,837.60	1,988.43	1,716.59

決算期	九州松下電器株式会社 (完全子会社)			松下精工株式会社 (完全子会社)		
	平成12年 3月期	平成13年 3月期	平成14年 3月期	平成12年 3月期	平成13年 3月期	平成14年 3月期
売上高	313,823	330,883	298,902	72,637	75,111	64,391
営業利益	5,063	7,686	3,404	△1,075	1,160	959
経常利益	5,206	7,022	2,915	2,347	2,468	2,372
当期純利益	△4,041	3,513	△2,628	540	1,586	△999
1株当たり当期 純利益(円)	△22.92	19.92	△14.95	3.04	9.56	△6.25
1株当たり年間 配当金(円)	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00
1株当たり株主 資本(円)	915.20	920.51	895.08	476.73	478.14	455.56

決算期	松下寿電子工業株式会社 (完全子会社)			松下電送システム株式会社 (完全子会社)		
	平成12年 3月期	平成13年 3月期	平成14年 3月期	平成12年 3月期	平成13年 3月期	平成14年 3月期
売上高	369,979	309,785	200,061	116,407	109,418	84,421
営業利益	△7,912	△3,992	△6,134	2,727	△1,124	△3,068
経常利益	△5,963	720	△5,957	3,493	△308	△2,380
当期純利益	△3,474	△4,358	△66,175	1,853	△5,199	△5,264
1株当たり当期 純利益(円)	△21.96	△27.55	△418.46	61.79	△173.30	△175.47
1株当たり年間 配当金(円)	13.50	13.50	11.75	10.00	10.00	5.00
1株当たり株主 資本(円)	1,479.48	1,439.53	1,008.02	1,053.59	881.17	683.45

#### 4. 株式交換後の状況

(1) 商号、事業内容、本店所在地、代表者

当事会社 6 社は、別紙発表資料「松下グループの事業再編について」に記載のとおり、平成 15 年 1 月 1 日を目途に、事業再編を行う予定です。

(2) 資本金

(単位: 百万円)

松下電器産業株式会社	松下通信工業株式会社	九州松下電器株式会社
258,737 (注)	22,856	29,845
松下精工株式会社	松下寿電子工業株式会社	松下電送システム株式会社
12,092	7,907	1,500

(注) 平成 14 年 4 月以降に転換社債の転換により増加する可能性のある金額は含めておりません。

(3) 連結業績に与える影響

グループ 5 社は従来より松下電器の連結対象会社であり、株式交換実施による松下電器の連結収支への大幅な影響は予測しておりません。

また、株式交換による松下電器の連結バランスシートへの影響につきましては、前記の株式交換比率を前提に平成 14 年 3 月期末数値で試算しますと、少数株主持分(グループ 5 社相当分)が約 3,300 億円減少し、株主資本が約 6,410 億円増加することが想定されます。(ただし、これは参考値であり、株式交換の日である平成 14 年 10 月 1 日現在の数値の予想ではありません。)

中期的には、完全子会社化(持株 100%化)により、グループ全体の経営資源の最適配分やスピード経営の推進等、グループ経営の効率化が促進され、連結業績の向上が期待できると考えられます。

その実現に向けた具体的なグループ事業再編・体制構築の内容につきましては、グループ内でさらに検討を重ねて詳細を決定してまいります。その骨子につきましては別紙発表資料「松下グループの事業再編について」に記載のとおりです。

以上

#### 【お問い合わせ先】

松下電器産業株式会社 財務・IRグループ IR企画チーム TEL 06(6906)1763	松下通信工業株式会社 経理グループ IR室 TEL 045(544)3282	九州松下電器株式会社 財務グループ TEL 092(477)1979
松下精工株式会社 アカウントティング & ビジネスサポート社 TEL 0568(81)1352	松下寿電子工業株式会社 経営企画・広報グループ TEL 087(851)7228	松下電送システム株式会社 経営企画グループ広報室 TEL 03(5434)7029



本プレスリリース中には、上記の株式交換およびその結果にかかる松下グループの計画と見通しを反映した、「将来予想に関する記述(forward-looking statements)」(米国 1933 年証券法第 27 条 A および米国 1934 年証券取引法第 21 条 E に規定される意味を有する。)に該当する情報が記載されております。本プレスリリースにおける記述のうち、過去または現在の事実に関するもの以外は、かかる将来予想に関する記述に該当します。これら将来予想に関する記述は、現在入手可能な情報に鑑みてなされた松下電器および上記グループ会社の仮定および判断に基づくものであり、これには既知または未知のリスクおよび不確実性ならびにその他の要因が内在しており、既知または未知のリスクおよび不確実性ならびにその他の要因による影響を受けるおそれがあります。これには特に、松下電器の 2002 年 3 月 20 日付登録届出書(様式 F-4)(同登録届出書は米国 SEC に提出済み)の「リスクファクター」を含むものであります。かかるリスク、不確実性およびその他の要因は、かかる将来予想に関する記述に明示的または黙示的に示される松下グループの将来における業績、経営結果、財務内容に関してこれらと大幅に異なる結果をもたらすおそれがあります。松下電器および上記グループ会社は、本プレスリリースの日付後において、将来予想に関する記述を更新して公表する義務を負うものではありません。

*This press release includes forward-looking statements (within the meaning of Section 27A of the U.S. Securities Act of 1933 and Section 21E of the U.S. Securities Exchange Act of 1934) that reflect the Matsushita Group's plans and expectations in relation to the share exchange schemes described above and the benefits resulting from them. To the extent that statements in this press release do not relate to historical or current facts, they constitute forward-looking statements. These forward-looking statements are based on the current assumptions and beliefs of Matsushita Electric Industrial Co., Ltd. (MEI) and the five group companies referred to above in light of the information currently available to them, and involve known and unknown risks, uncertainties, and other factors. Such risks, uncertainties, and other factors include, in particular, the factors set forth in "Risk Factors" of MEI's Registration Statement on Form F-4 dated March 20, 2002 which has been filed with the U.S. Securities and Exchange Commission. Such risks, uncertainties and other factors may cause the Matsushita Group's actual results, performance, achievements or financial position to be materially different from any future results, performance, achievements or financial position expressed or implied by these forward-looking statements. MEI and the five group companies undertake no obligation to publicly update any forward-looking statements after the date of this press release.*

#### **松下電器と松下通信工業株式会社の株式交換について—**

松下電器は、米国 1933 年証券法に基づき米国証券取引委員会(「SEC」)に登録届出書を提出しました。松下電器は、同届出書に含まれる目論見書を松下通信工業株式会社(「松下通信工業」)の米国株主に配布することを予定しています。米国における投資家の皆様へは、松下電器および松下通信工業ならびに両社間の株式交換に関する重要な情報が記載されている目論見書をお読みになされることを推奨します。松下電器が SEC に提出した書類(登録届出書を含む)は、SEC の閲覧室(450 Fifth Street, N.W., Washington D.C. 20549、電話番号 1-800-732-0330)において閲覧または(SEC が定める料金を支払ったうえで)複写することができます。また、登録届出書の写しを松下電器産業株式会社財務・IR グループ〔電話番号(06)6906-1763〕から無料で入手することもできます。

#### **With respect to the share exchange between Matsushita Electric Industrial Co., Ltd. (MEI) and Matsushita Communication Industrial Co., Ltd. (MCI)**

*MEI has filed a registration statement with the Securities and Exchange Commission (SEC) under the Securities Act of 1933, as amended. MEI presently expects that the prospectus included therein will be distributed to holders of MCI common stock in the United States. U.S. investors are urged to read the prospectus because it will contain important information about MEI and MCI, and the proposed share exchange between the two companies. You may read, and copy (upon payment of fees prescribed by the SEC) any documents filed by MEI, including the registration statement, at the SEC's public reference room, which is located at 450 Fifth Street, N.W., Washington D.C. 20549, telephone number: 1-800-732-0330. In addition, copies of the registration statement will be made available free of charge through MEI's Corporate Finance & IR Group in Japan, telephone number:81-6-6906-1763*

#### **松下電器と九州松下電器株式会社、松下精工株式会社、松下寿電子工業株式会社および松下電送システム株式会社各々の株式交換について—**

このプレスリリースにおいて言及されているビジネス提携(「本件取引」)は、非米国会社の株式にかかるものです。本件取引においては、米国の情報開示義務と異なる米国以外の国の情報開示義務に従うことが要求されています。このプレスリリースに財務情報が含まれている場合には、かかる財務情報は米国会社の財務情報とは比較が可能でない米国以外の国の会計基準に基づいて作成されています。

証券の発行会社の所在地が米国以外の国にあり、その役員および取締役の一部または全員が米国以外の国に在住している可能性がある為、米国連邦証券法に基づいた権利及び請求を行使することが困難である場合があります。また、米国証券法上の違反を米国以外の国の裁判所において、非米国会社もしくはその役員または取締役に対して提訴することが可能でな

い場合もあります。さらに、非米国会社およびその関連会社に対し米国裁判所の判決を執行することは困難である場合もあります。

**With respect to the share exchange between MEI and each of Kyushu Matsushita Electric Co., Ltd., Matsushita Seiko Co., Ltd., Matsushita Kotobuki Electronics Industries, Ltd. and Matsushita Graphic Communication Systems, Inc.**

*The business combination referred to in this press release (Transaction) involves shares of common stock of a non-U.S. company. The Transaction is subject to disclosure requirements of a non-U.S. country that are different from those of the United States. Financial information included in this press release, if any, has been prepared in accordance with non-U.S. accounting standards that may not be comparable to the financial information of United States companies.*

*It may be difficult for you to enforce your rights and any claim you may have arising under the U.S. federal securities laws, since the issuer of the securities is located in a non-U.S. country, and some or all of its officers and directors may be residents of a non-U.S. country. You may not be able to sue a non-U.S. company or its officers or directors in a non-U.S. court for violations of the U.S. securities laws. It may be difficult to compel a non-U.S. company and its affiliates to subject themselves to a U.S. court's judgment.*